

令和6年度一泊二日・二日間（通い）、日帰り人間ドック実施要領

1 目的

教職員等の生活習慣病予防対策の重要性に鑑み、公立学校共済組合山形支部が山形県教育委員会の協力を得て一泊二日・二日間（通い）、日帰り人間ドックを実施し、病気の早期発見及び早期治療を図ることを目的とする。

2 実施主体 公立学校共済組合山形支部（以下「支部」とする。）

3 実施医療機関、募集枠数、検査項目及び日程

(1) 実施医療機関及び募集枠数：「令和6年度ドック実施医療機関及び募集枠数一覧」のとおり

(2) 検査項目：

「令和6年度ドック検査項目表【一泊二日・二日間（通い）、日帰り人間ドック】」のとおり

(3) 日程：

「令和6年度ドック日程表 一泊二日・二日間（通い）、日帰り人間ドック」のとおり

4 対象者

支部組合員資格を有し、人間ドックの受診を希望する者で、かつ次の各号に掲げる要件を満たす者。（※任意継続組合員は対象とならない。）

(1) 一泊二日・二日間（通い）人間ドック

（宿泊なしの二日間（通い）ドックとなるのは庄内余目病院のみ。）

ア 指定年齢型 令和6年4月1日現在、39歳、49歳、54歳の者

イ 準指定年齢型 令和6年4月1日現在、59歳の者

ウ 希望型 令和6年4月1日現在、34歳以上の者。ただし、この場合2級地以上のへき地校に勤務する者を優先する。

(2) 日帰り人間ドック

ア 優先型 令和6年4月1日現在34歳未満の者

※「優先型」は、受診決定の際34歳未満のものが34歳以上のものより優先的に選考されるものであり、**該当年齢のものが必ず受診できるというものではない**ので注意すること。

イ 希望型 令和6年4月1日現在34歳以上の者。ただし、この場合34歳から38歳の者を優先して選考する。

5 申込手続き

受診希望者は様式第1号「令和6年度ドック申込書」にて申込む。

所属所担当者は各所属所ごとに申込書を取りまとめのうえ、**令和6年4月10日（水）**

【必着】で支部あて原本を提出する。なお、各所属所で控えを保管すること。

6 受診手続き

受診決定者は、実施医療機関から事前に送付される「受診案内」を参照のうえ、支部から発行される受診券と、自己負担金及び組合員証を持参し受診するものとする。

7 自己負担金

受診者は受診の際、以下の自己負担金（税込）を実施医療機関へ支払う。健診費用の残額は支部が支払う。

(1) 一泊二日・二日間（通い）人間ドック：14,400円（税込）

(2) 日帰り人間ドック：7,500円（税込）

オプション検査については、喀痰検査、骨密度検査及びピロリ菌検査（一部※）を除き自己負担で受診すること。

※ピロリ菌検査については、当該検査料金のうち500円（税込）を受診者負担とし、その差額分を支部にて負担する。（初診の方のみ）

8 キャンセル・日程変更時の取扱い

キャンセル及び日程変更を希望する場合は、受診決定者が医療機関と直接交渉を行うとともに、**原則受診日の2週間前までに**、その結果を「キャンセル・変更届」にて支部まで提出する。

ただし、東北中央病院の場合は、支部が交渉窓口になるので、支部に連絡すること。

9 健診結果の報告

実施医療機関は、健診実施後速やかに健診結果を受診者本人及び支部へ送付するものとする。

なお、受診者は健診結果に再検査項目があった場合等、結果に応じて速やかに医療機関を受診すること。

10 服務上の取扱いについて

受診者の服務上の取扱いは、県及び市町村が定める「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」によるものとする。

11 個人情報の取扱いについて

事業の実施にあたっては、「公立学校共済組合個人情報保護規程」及び「公立学校共済組合山形支部で保有する個人情報の取扱いに関する細則」に基づき個人情報を取扱うものとする。

また、医療機関からの「受診案内」の送付事務及び健診の準備等の都合上、受診者の個人情報を医療機関へ提出する必要があることから、申込書の提出があった時点で、申込者は個人情報提供について同意したものとする。

なお、医療機関へ提出する個人情報は、所属、氏名（カナ）、性別、生年月日、年齢、組合員番号、住所、電話番号とする。

12 その他

(1) 人間ドックで指定年齢型になる組合員は、原則一泊二日・二日間（通い）人間ドックを受診することを基本とするが、特に希望がある場合は、日帰り人間ドックに申込みことができ、この場合必ず受診が決定する。

ただし、一泊二日・二日間（通い）及び日帰り人間ドックのいずれの場合も、申込み状況によっては、希望する日程・医療機関とはならない場合がある。

なお、指定年齢型が必ず受診決定となるのは、一泊二日・二日間（通い）人間ドックのみであり、他ドックを申し込んだ場合については、この限りではない。

(2) ドックは原則年間一つのみ受診できる。**複数のドックを重複して受診することはできない。**

(3) **ドックが選考もれとなった場合は、婦人がん検診の受診券を発行する。**

(4) **本ドックと婦人がん検診は、原則重複して受診できない。**

但し、庄内余目病院二日間（通い）人間ドック、三友堂病院一泊二日・日帰り人間ドック（35歳以下）に当選した女性組合員については、重複受診を認めることとする。

※庄内余目病院の二日間（通い）人間ドックでは子宮がん検診・乳がん検診、三友堂病院の一泊二日・日帰り人間ドック（35歳以下）では、乳がん検診を行うことができない。

そのため、上記人間ドックに当選した女性組合員には、子宮がん検診・乳がん検診の受診券を発行することとする。

※(3)(4)の場合、「令和6年度婦人がん検診」の受診要件が優先されるため、乳がん検診の受診券の発行は、30歳以上かつ偶数年齢の者に限定する。